

## 学校法人会計計算書類の主な用語

### 資金収支・事業活動収支計算書に共通の主な科目

#### 学生生徒等納付金

授業料・施設費・入学金などの在学を条件として学生・生徒から納入されたもので、収入のうち最も大きな割合を占めます。

#### 手数料

入学検定料や証明書発行手数料などです

#### 補助金

国や地方公共団体などから交付される補助金です。

#### 資産運用収入

預貯金、有価証券等の利息、配当金や学校が保有する施設の賃貸などの収入です。

#### 事業収入

外部から委託を受けて行う試験、研究等の事業の収入や資格取得支援(エクステンション)による講座受講料などの教育活動に付随する活動に係る事業の収入です。

#### 人件費

専任教職員、非常勤講師、契約職員などに支給する本俸・期末手当・その他の手当、専任教職員の退職金財団掛金などです。

#### 教育研究経費

教育・研究活動や学生・生徒の学習支援・課外活動支援に支出する経費です。

#### 管理経費

総務・人事・経理業務や学生・生徒募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費です。

### 資金収支計算書のみに表示される主な科目

#### 前受金収入

翌年度分の授業料など学生生徒等納付金で、当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金を入したものです。

#### 資金調整勘定（資金収入調整勘定、資金支出調整勘定）

資金収支計算書には、期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金が含まれていますが、これは、その年度における資金の動きを説明するには、その年度の実際の支だけでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するものと、翌年度以後に収入・支出となるが当年度の活動に属するものを含めて計算します。そこで、支払資金の実際の収支と当年度の諸活動に対応する収支とを一致させるために用いる科目を資金調整勘定といいます。

#### 施設関係支出

土地、建物、構築物、建築仮勘定などの支出をいいます。建物は附属する電気、給排水、冷暖房等の施設設備を含みます。建設仮勘定とは建物・構築物等が完成するまでの支出をいい、完成した後に該当する科目に振替えます。

### **設備関係支出**

教育研究用機器備品・その他の機器備品(本学においては価格が5万円以上)、図書、車両などの支出をいいます。

## **事業活動収支計算書のみに表示される主な科目**

### **事業活動収入**

学生生徒等納付金・手数料・寄附金・補助金など学校法人に帰属する収入です。借入金や翌年度に入学する学生・生徒の入学金・授業料などの前受金は含みません。

### **事業活動支出**

人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などの支出です。退職給与引当金繰入額や時間的経過による建物・備品などの資産価値の減少額である減価償却額を含みます。

### **退職給与引当金繰入額**

教職員が退職した場合には、退職金支給規程に基づいて退職金が支払われます。退職金の額は勤続年数に応じて毎年増額していきます。その支払いの原因は教職員の勤務する各年度に生じていると考えて、実際の退職金支払いに先立って、予め毎年度に負担額を消費支出(退職給与引当金繰入額)として計上することが、消費収支の均衡を維持するうえで必要とされるものです。

### **減価償却額**

固定資産のうち建物・構築物・機器備品などは、時の経過や陳腐化などによってその価値が減少します。価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分するものです。※直接にはお金の支出は伴いません。

### **資産処分差額**

不動産や有価証券などを売却し、その売却収入が帳簿価額よりも少ない場合に、その差額を計上します。また、建物・構築物などの取壊しや、使用不能になった機器備品を除却処分した場合、処分時点の帳簿残高を計上します。※直接にはお金の支出は伴いません。

### **基本金組入額**

学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・機器備品・図書・現預金などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では、当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金へ組入れる仕組みとなっています。この基本金の対象は「学校法人会計基準」において、次の4つに分類し規定されています。

第1号基本金: 設立当初に取得した固定資産、並びに設立後新たな学校の設置、学部学科の増設、定員や実員の拡大による規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価格。

第2号基本金: 第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額。

第3号基本金: 奨学金等の基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。

第4号基本金: 支払資金の不時の不足に充てるため、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額で、おおよそ過年度決算における消費支出(退職金・減価償却額は除く)の最高額の12分の1。

## 貸借対照表に表れる主な科目

### 有価証券

国債・地方債・社債・金融債・株式などがありますが、会計年度末後1年をこえて保有する目的のものは「その他の固定資産」に計上します。

一時的(短期的)な保有を目的とするものは、「流動資産」に計上します。

### 〇〇引当特定資産(または預金)

校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目です。このような資金留保は、経営方針に基づく長期的な資金計画によって実行されます。

### 現金預金

現金、銀行の各種預金、郵便貯金などです。「現金預金」の額は、資金収支計算書の「次年度繰越支払資金」と一致します。

### 借入金

「長期借入金」は、返済期限が年度末後1年をこえて到来する借入金で、「固定負債」に計上します。

「短期借入金」は、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金で、「流動負債」に計上します。

### 預り金

給料・報酬などにかかる源泉所得税、住民税など学校法人の帰属収入にならない、他に支払うための一時的な金銭の受入額をいいます。

### 繰越収支差額

各年度の事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額の累計額です。